

松山家庭裁判所委員会議事概要（第22回）

1 日時

平成26年7月7日（火）午後1時30分

2 場所

松山家庭裁判所大会議室

3 出席者

（1）委員

池田光宏，大野アケミ，越智眞次，小野啓子，坂田千絵，塩崎桂，高橋正範，西田将仁，藤田育子，山口和子，渡部剛士（五十音順，敬称略）

（2）事務担当者

植田事務局長，山本首席家庭裁判所調査官，澤田首席書記官，和田総務課長

4 議事（委員長，委員，事務担当者）

（1）松山家庭裁判所長挨拶

（2）新任委員の自己紹介

（3）裁判所を利用した人へのアンケート実施結果について

では，裁判所を利用した人に対するアンケートについて，事務局長から説明してください。

新しく委員に就任された方も3名いらっしゃいます。利用者アンケートについて御紹介をさせていただきます。利用者の生の声をお聞かせいただくために，庁舎1階から4階のエレベータ前に回収箱を設置し，お手元に配布している様式のアンケート用紙にお書きいただき，投函いただいております。また，待合室にもアンケート用紙を備え付け，アンケートに御協力をいただいているところです。

週に一度回収をし，裁判部，事務局をはじめ裁判官，所長までが拝見をさせていただきます，職員の接遇の向上や環境整備に活かしているところです。

また，当委員会でも結果概要について御紹介をさせていただきます，委員各

位の皆様に利用者である国民の声をお知らせし、委員の皆様の参考意見を頂戴しております。

机上に配布しましたアンケート結果概要を御覧ください。

前回の当委員会（第21回）が開催されたのが平成26年2月3日（月）でした。今回御紹介するのは、それ以降に投函いただいた13通についての御紹介となります。

5か月強の間に13通ですので、1か月当たり2ないし3人にアンケートをいただいております。アンケートとしての母数は小さいところですが、貴重な御意見として活用させていただいているところです。

アンケート結果概要2及び3を御覧ください。

13人の男女別、年齢層別の属性はお手元の円グラフのとおりです。

アンケート結果概要4を御覧ください。

職員（調停委員を含む。）の対応については47パーセントの利用者の方からは丁寧との評価を受けておりますが、26パーセントの方からは改善の余地ありとの御指摘をいただいております。

アンケート結果概要5を御覧ください。

職員の説明内容についてのアンケート結果です。半数の方からは分かりやすかったとの評価を受けておりますが、16パーセントの方からは改善の余地ありとの御指摘をいただいております。

アンケート結果概要6を御覧ください。

裁判所への不満があると回答された方はアンケートを頂戴した方の39パーセントとなっております。もちろんアンケートを記載されなかった来庁者の方も大勢いるわけです。アンケートに至らなかった声なき不満もあることも承知しております。このようなお叱りの声にどこまで真摯に取り組めるかが、対応面や環境面の向上に繋がるどころだと考えております。

アンケート結果概要7を御覧ください。

御不満の内容を体系化したものです。特記事項として御指摘をいただいた方の内容をとりまとめております。対応時に不平等感や不親切さを訴えておられる方が複数おられます。当庁でも内部研修や自主研修を複数回行っているところですが、利用者の御意見を職員に伝え、更なる対応の向上を図りたいと考えております。また、30歳台の女性からはインターネットを利用して当庁で対応可能な曜日や時間を調べようとしたが見あたらなかったとの御指摘を受けております。実は当庁のホームページには御指摘の事項について掲載はしていたのですが、利用者の方がアクセスいただくには、工夫をしなければならぬとの気付きをいただきました。

さて、前回の家裁委員会でアンケートの声を端緒とした案件として、自転車駐輪場の混雑解消としてサイクルラックの設置について御紹介を差し上げたところです。近日中に工事を行う予定とのお話をさせていただきましたが、工事を完成の上、2月17日から御利用をいただいております。

更に同じく前回の家裁委員会でアンケートの中に「ベンチなど腰掛けていられる場所が少なすぎる。年寄りも多く来るのだから、公共施設としてもっと思いやりをもってほしい。」との御意見をお一人からいただき、ベンチの設置数を増やせるかどうか、増やすとすればどこに置くかを検討しているところである旨御報告を差し上げていたところです。その後、現状の観察をしたところ、既存のベンチを利用できずに立ったままお待ちの方もいないこと、当庁のスペースを再検証したところから設置するに相当なスペースがなかったことから増設はしないとの結論としました。しかしながら、来庁者の方で少しでも不安な様子の方にはこれまで以上に積極的に職員から声かけをし、お探しの部署にいち早く御案内できるよう指導を徹底したところです。更には3月に来庁者のお訪ねが最も多い3階家事書記官室はスライドドアを設置し、利用者の御不便解消を図ったところです。

実は今回のアンケートの中にも「初めてなので待合所も分かりませんで

したが親切に案内してもらってありがとうございました。」との声も頂戴しているところです。

確かに家庭裁判所は，色々の紛争を抱えた方々が大勢お見えになります。その事柄の性質上，全ての方に満足いただく訳にもいきませんが，今後とも利用者の声に真摯に向き合い，少しでも環境面，接遇面で向上を図り，適正迅速な裁判を実現に寄与したいと考えております。

私からの報告は以上です。

今の説明に関しまして，何か御質問や御意見はありますでしょうか。

これまでのアンケートの結果で可能な限り対応を考えていただいて，改善していただいていることは非常にありがたいことだと思います。前回は申し上げたかもしれませんが，私などは日常的に利用していることが多いものですから，なかなか気が付かないことも多いですが，初めて裁判所に来られる方の御意見等に耳を傾けていただいて対応を考えていただくことが非常に大事なことだと思いますので，できることは改善していただきたいと思っております。

アンケートについてはこれからも実施していく予定になっていますので，引き続き裁判所の接遇面や環境整備面について活かすようにしてまいりたいと思っております。また，この家庭裁判所委員会において報告をさせていただきたいと思っております。

(4) 家庭裁判所委員から見た家庭裁判所

家庭裁判所委員から見た家庭裁判所というテーマで，大野委員，塩崎委員からそれぞれ基調発表があります。

「家庭裁判所委員から見た家庭裁判所～えひめ消費生活センター友の会の活動内容と友の会とは関係なく私個人が松山市民50人(女性)を対象として実施したアンケート「家庭裁判所について」の調査結果について～」と題し基調発表を行った。

それでは，今の発表について，感想や質問，御意見をお願いしたいと思いま

す。

家庭裁判所のことを皆さんが理解してくれていることを感じまして嬉しく思いました。質問ですが、アンケートをしてみて、皆さんがこんなことを理解されていないとか、こんな分野で理解してもらえるように広報したりとか、説明したりとかが足りていないなと思った点を教えてください。

家庭裁判所のイメージについては、多分、「行かないからいいわ。」、「お世話になることがないからいいわ。」と言われる方が結構多いです。アンケートをしたときも「ええ。」というような感じでした。一番難しいのは3番の「家庭裁判所ではどんなトラブルを扱っていると思いますか。」という問いだったのですが、これについては、だれかが一人口火を切ると親の相続のこと、離婚のこと、年金のこと、そういうことは話に出るのですが、やはり表には知られたくないということが根底にありますので、相談をしてもらったお答えできるような形にでもなればいいのですが、言ったときには何となく尻込みをするといった感じです。

えひめ消費生活センター友の会の研修の具体的な内容として成年後見制度を上げていただいています。要望があれば契約事業として介護施設、民生委員、ヘルパー等を対象に出前講座を希望されているということで、成年後見制度についてのニーズをお持ちの方と接する機会が多いように思えるのですが、成年後見制度についてはどの程度の理解がされていると思われていますか。

えひめ消費生活センター友の会では総会の後、家庭裁判所の方に来ていただいて、成年後見制度についての話をさせていただきました。友の会以外の人にアンケートをしましたが、私が属している自立した高齢者を狙ってのグループでは成年後見制度を別に勉強しまして、売っている本は難しすぎてもっと分かりやすいようなものにしたいという声があり、独自のものを作っています。皆さんは第一番に子どもに任せるとするのがほとんどなのです。「子どもにはやはりして欲しくないね。」と言う方は「後見人制度にお願いしてエンディング

ノートに書いておこうか。」という声や成年後見人の方にはいろいろ問題があるので「やはり相手がしっかり分かっている親しい方をお願いしたいね。」という方もおります。私自身、子どもが二人おり、エンディングノートに子どもにこのことはお願いねという感じで書いているのですが、中には「子どもにはしてもらいたくない。友達がいいわ。」と言っている方もいるようです。

そういう問題について相談する窓口が家庭裁判所であるという理解は広まっているのでしょうか。

私たちは勉強しているから、成年後見人を決めたりするのは家庭裁判所であることは知っていますし、相談するのも家庭裁判所であるということは分かっていますが、一般の方はまだまだその辺のことを知らない方も結構いらっしゃる感じです。弁護士がしてくれるということは皆さんは分かっていますが、司法書士とか、民間の方がしてくれるということを知っているのはほとんど少ないです。一番に「弁護士にお願いするのでしょうか。」という意見がほとんどです。

アンケート結果について御意見をお聞かせいただければと思います。

アンケートに回答してくれた40代、50代の年齢の方が非常に少ないですけど、この人たちも専業主婦の方ですか。要するに、仕事をしている方が多いので40代、50代の方は少ないということですか。仕事をしていて退職してから活動をされる方が多いのかと思ったのですが、そういうことなのか。

専業主婦の方とか、以前、学校の先生をしていた方で、結婚して辞めた方とか、ここも高齢の波が押し寄せてきておりますので、40代、50代の方も一応仕事もしていないので、そういう方にもと言うのですけれど、40代、50代の方は子育ても一段落ではあります、子どもの教育費が必要なために仕事をしており、ボランティアとかに出る余裕がないと皆さんは言われますので、60代後半から70代になりますと親の介護とか、孫のお守りとかで忙しいと

言う人や元気にはしていますが、3番の質問なんかよくできてないと思うのは、社会参画とか、ボランティアとか勉強をいろいろしていますので、よく知っているのではないかと思うのですが、百点を取るというのはまだまだだと思います。

5番の「あなたがトラブルを抱えたとき、解決のために家庭裁判所または簡易裁判所を利用しようと思いますか？」という質問で「思う」という方が意外に多いと思ったのですが、それはちゃんと客観的なところで見ただき、そういう判断を仰ぐという意識が高い方や先ほど言われていたようにいるんなところに参画されている方だからなのかなと思ったのですが、その辺りが多いと思いますか。

消費者問題のこともありますが他のグループではテーマは違いますが高齢の自立したことをしようとか、料理とか、食生活のこととかそういう団体に属している方が多いので、そういう団体に属していない方も私の友人の中にもいますが、新聞、テレビで情報をきちんと集める一方でそれに流されないで、しっかりと目を養うというか、そういうことを心掛けましょうということをよく話したりします。もし困ったときは解決のためきちんとしたところへ行って、相談をしないといけないというような考えの方が多いと思います。後の方は、やはりだれにも言いたくないという考えに分かれると思います。

利用しようと思う背景には裁判所に対する信頼があるというふうに受け止めていいのでしょうか。

はい、そういうことが普段の生活の中であったときには警察とか、消費者生活センターとか、専門機関に行きましょうということを話していますので、多分その結果ではないかと考えております。

5番の質問についてですが、利用しない、余り利用したくないという回答で、こういった理由だから利用したくないということを聞かれているようでしたら具体的に教えていただけませんか。

恥ずかしいとか、いろいろ世間体を考えてが一番多いと思います。それと、家庭裁判所へ行ったらいいのではないかと思うのですけれど、費用の問題とかがあり、そういう費用の問題が出たとき、無料で相談できるところがあるということをお聞きしましたのでそういうところへ行って、いろいろ方法を教えてもらったらいいのではないかというところまでしかアドバイスができません。一応そういう程度であります。

中高年の女性の意識調査の結果を出していただいて非常に興味を持って拝見させていただきました。4番の「もしあなたがトラブルにあったとき、だれに相談しますか？」という質問の回答で「裁判所0」となっていますが、私もイメージ的には裁判所というと正式な手続を踏んで審判だったり、調停だったりとかでトラブルを解決していただく場所なのかなという気がしていて、電話での相談とか、急に飛び込んで行って相談するという相談機関としてのイメージはないのですが、裁判所に対しておうかがいしたいのですが、相談機関としての役割を具体的にされているということはあるのでしょうか。

以前は家事相談という名前で相談を受け付けていましたが、そうすると家庭を巡るいろいろな心配事について広く相談を受け付けているという印象があり、名前が分かりにくいということで、今では家事手続案内という名前になっておりまして、地方裁判所や簡易裁判所で行っている手続案内と同じ種類のものであります。今、御指摘のあったような中身についての相談ではなく、手続案内ということなんです。

どういう手続が取れるかという案内をすることです。ただその方が抱えている問題を聞かないとどの手続を紹介したらいいかということが分かりませんので、その前提としてどういうトラブルなのか、どういうことで悩んでいるのかということをお聞きさせていただく訳です。その上でこういう手続が取れますということで、申立書を渡したりするとかという案内をするのが手続案内というものになっています。最高裁判所のホームページにも家事事件手続に関する説明

とか、事件の種類別の手続の説明とか、申立書書式とかの案内もしていると思われる。

お手元にお配りしています「家事事件のしおり」に裁判所のウェブサイトの記載があり、その中に家庭裁判所の手続に関する一般的な説明だけでなく申立書用紙や記入例が掲載されており、ダウンロードすることができるということにもなっています。また、家事手続情報サービスによる電話の案内もあります。それ以外にも裁判所に来ていただいたら家事手続案内を実施しています。アンケート結果の4番の「もしあなたがトラブルにあったとき、だれに相談しますか？」という質問ですが、まず回答欄に記載されている方々に相談し、そこで「家庭裁判所ですよ。」という答えがあった場合、家庭裁判所で具体的にどういう手続を取ったらいいのか相談するときには家庭裁判所に来ていただいているのではないかと思います。「裁判所0」となっているのは、最初に相談するところではないという趣旨ではないかと思っています。

職務上アンケートに沿った部分で職務に関わることは余りありませんが、御発表の中でえひめ消費者生活センターの中で特に悪質商法の被害に遭わないためというところの研修なり、啓発をされているということですが、最近、新聞に出ていたかと思うのですが、相変わらず特殊詐欺が増えている一方で愛媛県でも過去最高ペースを突破しつつあるというような状況でありまして、警察の方でもかなりその取り締まりには力を入れていますが、従前よりも巧妙化していますのでなかなか摘発には至らないケースがあります。特に振り込め詐欺と言われていた金融機関に行って振り込めと言われれば警戒するのでしょうけれども、今、その振り込めという形での詐欺はかなり減ってきており、むしろ手渡しで現金を受け取るというケースが増えてきております。そういうものに対する警戒感は相当少ないであろうと思います。地方の高齢の方で自宅に現金をたくさん持っておられる方がいらっしゃいますので、それを狙ってそれを騙すケースが結構あるようですので、そういったことに関してえひめ消費者生

活センター友の会の方で広く啓発活動などをさせていただくと被害の予防に役立つのではないかと考えています。その辺りはいかがですか。

特殊詐欺とかは年々巧妙化していますので、会員の皆さんは、寸劇に行きましても一番最初にすることは高齢者が多いので、「留守番電話にしておきなさい。一人の場合、玄関のベルが鳴っても出ないように。」ということをお伝えします。もし電話に出たとしても「即決しないように、家族なり、子どもなり、友人なり、ヘルパーなりに話をしてから、次の行動に出るように」ということを啓発しています。

4番の質問の中で弁護士などの専門家や警察などに相談する割合は低かったということで、それは費用の面とか、敷居が高く相談しにくいとかがあるのではないかとおもうのですが、一番上の「公的機関の相談窓口」で相談したい方が一番多いという結果なのですが、この「公的機関の相談窓口」というのは例えばどういう機関を想定して質問を出されたのか、それとも限定しないでこういう形で質問をされたのかを教えてください。公的機関の相談窓口には弁護士を派遣したりとかということもありますので、確認したいと思ひまして、質問しました。

この「公的機関の相談窓口」というのは私が質問しようとしたときに家庭裁判所とか、弁護士とか具体的にすればよかったかなと後で思ったのですが、後で集計をしてみて、「公的機関」という中にも裁判所とか、弁護士とか含めて回答している方もいると思うのです。18人の内の何人くらいがそれを含んで回答しているかは分かりませんが、もう少し設問の中に親切に入れておけばよかったかと思ひます。公的機関と言えは消費者問題だと県や市の相談窓口、警察、民生委員さん、民生委員は公的機関には入らないと思ひのですが、そういうところが一緒になって18人の中にも入っているのかなと思ひています。この点でもう少し具体的にすればよかったのかなということをお今、反省しています。

アンケートに回答された方に対して、アンケートをされた後にこの結果を受けて説明だとか、更に実際にはこうなんですよということで話をされたということはありませんか。

3番の質問については私だけの考えではいけないので、ここで年金分割までは家庭裁判所の仕事で、それ以降は簡易裁判所や地方裁判所の仕事であることを教えてもらい、「後でどれとどれが正解なのか後できちんと教えてね。」と言われた方も何人かいらっしゃいますので、終わりましたらここからここまでが家庭裁判所だということをきちんと皆さんに何らかの形で報告したいと思っています。

2番の「あなたは、松山家庭裁判所の所在地を知っていますか？」という質問の回答が意外だったのですが、多くの方がこの位置だと回答していますが、私は、愛媛に20年くらいいるのですけれど初めて家庭裁判所委員会に来るときに大体この辺だったと思い、地裁辺りを見ていたら迷ってしまったのですけれど、所在地は確かに封筒に書かれているのですけれど場所はどこかということは大体何となくという形でしか把握していなくて普通の地図ですと、家庭裁判所ということで利用者も余りいないので、地図には書いていないため恐らく利用される方はきちんと自分で地図から探してやって来られているので特に問題はないのかなと思うのですけれど、市民の方とかはどこにあるのかとかは余り正確には恐らく知らない方も多いのかなというふうに思います。できれば余り場所を知っていてもメリットがあるのかと言われるとそれはないのですけれどせっかくきれいな建物ですので、封筒とか裁判所から出すものにはこの辺にあるんですよという形で知らせてもらった方が自分で調べるよりもここにあるんだとか、外国人の方も家庭裁判所と漢字でしか書いていないので「Family Court」と記してここが家庭裁判所ですよという形でもう少し場所をPRするというのもあっていいのかなと思いました。

裁判員裁判を始めるに当たって裁判所の所在地の広報活動は非常に重要だっ

たのですが，家庭裁判所も同様に考えないといけないという御指摘だと受け止めさせていただきたいと思います。

回答者の年齢構成もあるのですが，4番の「もしあなたがトラブルにあったとき，だれに相談しますか？」という質問で，私が50代に足を入れたところで，嫁は40代なのですが，心情的なところでは友だちだったりとか，親だったりに相談すると思います。それ以外では，割とネットで調べるといふ人が非常に多い年代の一番上なのかなと思っています。「だれに相談しますか。」という中でネットで事例を探しその先にとつながっていくような回答をされている方はいらっしゃるのでしょうか。回答者は50代，60代，70代の方が多いということですが，インターネットに慣れている方は私が見てもびっくりするくらい慣れていたりとか，慣れていない方は一切接することがなかったりとかで差が激しいと思います。ホームページを活用するという考え方をされている方がいらっしゃるのか，いらっしゃらないのか質問させていただきました。その上で，裁判所ウェブサイトの御案内が「家庭裁判所のしおり」に書かれています。もっとキーワード的なものから家庭裁判所のホームページに引っ張っていきけるような，例えば「離婚」と引くと家庭裁判所が上の方にヒットして上がってくるような戦略もあるのではないかと考えます。

ネットをしている方もいますが，する方としない方と分けるとして，利用している方が少ないということなのですが，私自身もネットですることを頭にありませんでした。この質問の中に入れたらよかったと今，思いました。参考になりました。次にするときにはそういうことも取り入れたいと思います。

裁判所も先ほど説明したとおり裁判所ウェブサイトというものを設けており，その中に家庭裁判所の手続に関する一般的な説明をしたり，申立書類や記入例をダウンロードしたりできるようにしていますが，更に改善できないか考えていきたいと思っています。

「家庭裁判所委員から見た家庭裁判所～愛媛県商工会議所連合会の活動内

容について～」と題し基調発表を行った。

それでは、今の発表について、感想や質問、御意見をお願いしたいと思えます。

「753」という言葉に非常に引っかかりました。これも企業によって全く違うと思うのですが、全体的に大学、高校、中学卒業者の離職率は、全国の統計を見ますと正に753になっているなど実感したところです。その後の去っていった人のフォローアップは企業側ではしにくいと思いますが、そこできると先ほどの発表の最後にあった世の中の安定につながっていくと思います。商工会議所としてセカンド就職についても取組をされているのでしょうか。

正直申し上げて離職した人のフォローはなかなか難しいですので、離職をしないようにということの働き掛けに力を入れているというか、そういうところにウエイトを高くしています。就職して1年目であったり、3年目であったりの時期のセミナーでもう一回、振り返ってもらったり、そのときに受講した人の横のつながりを維持してもらい、よく辞める方の理由に孤独感というか、相談する人がいない、ちょっと会社の上司には相談できない、卒業してしまってから学校の先生には相談しにくい、家庭の中でも相談しにくいという場合、あのときに一緒にセミナーを受けたあの人にちょっと相談してみようというような関係ができればいいなということで、セミナーを通じて横の関係を保ってもらおうというような取組はしています。

私も一番若者の離職状況に注目をしたのですが、今、学生の就職に対する心構えが足りないというような形での御説明だったと思うのですが、学生を送り出す側からすると、愛媛は学生が多いのでアルバイトとの方で結構安くて人が雇えるということが影響しているのだと思いますが、平均からすると給与が低いのかなという気がしますし、後、学生の地元志向が強いものですから家庭から通えるというようなことを前提とした給与ということもあたりするのかなという気がして、学生にとっては中小企業は大変だと思うのですけれど給与面

での魅力とか，福利厚生とかそういったところも一緒に含めて企業の方に言っていただくというかそういった形で人材を引き止めるということもやっていただければいいかなと思うのですが，具体的にセミナーで行っているということでしたけれども，会社に対して離職者を出さないような取組は具体的にはどうしているのでしょうか。

やはり放っておかないと言いましょか，「常に君のことは皆で見ているというような雰囲気作りをすることが大事である。」ということ講師の方が言われています。どうしても職種によったら，営業なんかであれば上司や先輩の職員と一緒に行って実際に目の前でやり方を学ばせますから案外離職率は低いのですけれど，いわゆる技術職となるとどうしても中小企業ですからゆとりもございませんので「自分のやっているところを見ながら見て覚えよ。」というような気風がまだまだ強いようで，そのときに学校では先生方が丁寧に教えてくれたけれども会社にはいると教えてくれないという孤独感が生まれ，安易に辞めてしまうとよく言われていますので，そういう若者気質をよく理解して従業員の対応に当たりなさいよということ人事担当者層にといいますか，経営者層に気付かせるというようなことが大事ですよということをセミナーでは重視しています。

私も離職率のことを見せていただいてすごく感じたというか，関係があるかどうかは分かりませんが，中卒の方の離職率，特に1年目の方の離職率が非常に高いというようなことを見て，また，全国平均と比べてみても愛媛のここ数年の1年目の離職率がものすごく高いのを見てショックを受けました。家庭裁判所の関係で言えば，最近，少年事件を何件かやって中卒で仕事には就いていただけけれども結局長続きしなくて悪い交友関係に入ってしまったって非行に走ってしまったというようなケースを何件か担当したことがあってその原因についてまでの分析はできていないのだろうと思うのですけれど，やはり中卒で就職するのは家庭の事情もあって，私が担当したケースでは母子家庭であったり，

家庭的に恵まれなかったりとか家庭の事情で就職はしたのだけれども結局長続きしないことがあって、この数字を見て、どうつながっていくのかは分からないのですけれども、そこに結びついていくような感じがして、何とかそこをフォローできないのかなということを感じました。

今、検察の中では再犯防止がかなり大きなテーマになっていまして、少年に限らず再犯者がほとんどを占めている状況で、少年においてはその傾向が強いということで、そういうことを可及的に防止できれば当然に日本の治安は飛躍的に良くなるであろうと考えられる状態ですが、今までは再犯をどのようにして防止していくかという社会の取組がありはしたのですが、余り機能していなかったところがあるのかなと思っています。今は、保護観察所との連携を強め、今後、再犯防止活動を考えていかなくはいけないということを検察庁の方でも取り組んでいるところです。家庭裁判所も当然に保護観察に付するというケースは多々あると思うのですが、その場合にその少年なり犯罪を犯した者に対して適切な就職先を与えてあげることができているかどうかということについてはかなり厳しい状況が続いているのかなと思いますし、保護観察所の方も自助努力で協力企業を探し、大体保護司がやっているところで雇い入れていただくケースは結構あるようですが、なかなか受け入れ先がないというような実態が実際にはありますので、上場企業の大企業であるとそういった者を雇ってもらえないということになって、地域における中小企業で受け入れていただくのが一番大きな受け皿になるのではないかと思うのですが、犯罪を犯した者を雇うということでリスクもあるのかなと思いますので、その辺が理解や協力が得られることが難しいのかなというふうに感じておりますし、また、非常に申し上げにくいのですが保護観察所が見付けてきた企業に就職してよかったねと送り込んだ方は思っているのかも知れませんが、実際には足下を見られてしまっていて、ほぼ搾取されているのと等しいような労働環境で働かされているケースも聞いたことがあります。ですので、そういったものは保護観察所

ですとか、そういったところの情報ではとてもカバーしきれない部分で、こういった実際の企業を動かしている方からの情報提供というのも非常に重要になってくるのではないかなと思いますので、今後、そういったところで便宜が図られる機会があればありがたいかなと思います。

家庭裁判所も再犯防止は課題だと考えております。二本、柱がございまして、一つは適切な処遇選択、もう一つは教育的措置の充実ということで取り組んでおります。

今、この資料を見せていただいて、なるほどなと思っております。先ほど他の委員も同じような発言をされましたが、少年事件で高校を中退した少年が友人の紹介とかで建設関係の仕事には就いても、仕事より友だち関係の方を重要視して遊びに流されてしまい、事件を起こしてしまうということが多いのかなと思っております。この表を見せていただいて、中学生の場合、離職率が1年目が本当に多いなと思いましたが、2年目になると高校を卒業した者の離職率と余り変わらなくなっていますので、最初の1年目が本当に大事なかなと思っております。そういう意味では先ほど委員の方から御発言があったように雇い主との関係とかが本当に大事なかなと思いました。また、就労支援の関係では保護観察所もいろいろ取り組んでおられるところではありますが、家庭裁判所も少年友の会という組織があり、そちらの方でも少年に対し、就労に向けて支援的な活動をしているような状況です。

離職のところに絡んでくるのかも分からないのですが、最近よく新聞とかで取り上げられていますけれども、人口減少問題というのが大きくクローズアップされていて、ある会議で愛媛県の将来人口が取り上げられたときに13の市町が将来的には消滅する可能性があるという話があり、非常にショッキングな内容だったのですけれども、それを受けて少子化対策に力を入れていかなければいけないということで私どもの課ではいわゆる出生数を上げる、自然減を防ぐということに取り組んでおりまして、商工会議所がある場所にあります県

の法人会連合会に県が委託して結婚支援センターを作っただいて結婚対策にも取り組んでいるところです。それと少子化対策のもう一つの側面として自然減を何とか押さえていくのともう一つは社会減を何とかしようという考え方があるかと思いますが、その第一は若い人たちの就職先を増やしていってなるべく若い人たちが愛媛県から流失していかないように、また、できるだけ流入してもらえるようにという取組も車の両輪となるような必要な対策ではないかと思うのですが、商工会議所の方で社会減に対する対策や取組をされていることがあればおうかがいしたいと思います。

南予では地元で就職先が少なく、南予の方々は中予に行く、東予の人は逆に就職先が豊富と言いましょか、多いのですけれど、東予で就職できない場合は、どうしても京阪神や関東に行ってしまうようなことがあるようです。ですから、これは我々がというよりもハローワークや労働局の活動になると思いますが、南予の方は中予で就職先がなかったら県外に行ってしまうというケースが多いものですから、南予の方を中予で就職先がなければ東予で就職ができないかというような働き掛けをしているふうに聞いています。それと私どもの事業に若干関係していると思いますが、東予地域の商工会議所にいわゆる企業側と工業や商業高校の先生方とマッチングするような場を設けて先生方に地元の企業をよく理解していただいて、地元に残るように生徒に教育の段階で、地元にはこんないい就職先があるのだよということを先生方に知っていただかなければそういう指導を子どもたちにできないでしょうから、そういう関係を持つ場の提供ということに努力をしているということです。それとか物作りになりますと、例えば、今治商工会議所の取組ですけど、造船所で船が進水するとき小学生や中学生を呼び、やはり船が進水するときのシーンは子どもたちはものすごく感動するらしいのですが、僕も将来は船を造る仕事に携わりたいというような感想をものすごく持つというようなことでやはり地元の良さをいろいろな事業を通じて地場産業の良さを知ってもらうような取組

を行っているところもございます。

私は違ったところに興味を持ちまして事業承継の形態の経年変化のところなのですが、家庭裁判所は高齢者の成年後見の問題、補助とか保佐とかという意思能力が少し低下してきた人の支援制度も持っていますので、中小企業の経営者の方の問題も少しございまして世代交代の問題を取り扱うこともございますが、愛媛県でも今日、御発表いただいたような事業承継や廃業の問題は起きていると思いますが、特に高齢化が深刻であると言われておりますので、この全国統計よりもより一層深刻というか問題が大きいという状況なのか教えていただきたく質問させていただきます。

愛媛県の統計までは取ってはいないのですが、多分、愛媛県の高齢化は他県よりも10年は進んでいるという実態もありますから、当然、この全国統計よりも事業承継の問題は悪い方ではないかなという気はします。正確なところは申し訳ないですけれど分かりません。

今の問題に関連して中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律が最近、立法されましたが、係属した件数はあるのでしょうか。

只今御紹介した法律は平成20年に立法化されていますが、施行以来本日に至るまで遺留分の合意という審判がありますが、それについての事件は係属しておりません。

相続人が複数いる場合には、会社の経営を引き継ぎたいと考える方が株式を相続しようと思っても代償金を作れないなどの理由で、株式を単独で相続することが難しいという問題があり、先ほど申した法律がもうけられているのですが、相談実績はありますか。

自慢できる数字ではないが、いわゆる事業引継ぎ支援センターというのがありましてこれには金融機関と税理士が専門の相談員として携わっています。資産をどのように見るか、やはり事業を辞めたい人は高く売りたいだろうし、引き継ぎたい人は安く買いたいだろうし、そこら辺りを一番日常的に詳しいのは

金融機関ですから，OBの方に査定をしてもらって，そこに相続税の問題や譲渡の問題も出ますから税理士が専門的な視点でアドバイスをするということで，実際，事業引継ぎ支援センターは四国には私どもにしかないのですが，うまく成約できたのは2件です。少ないですが，ただ「近々売りたい。だれか引き継ぐ相手がいたら紹介してください。」と言う方と「近々こういった仕事をやりたいので譲り受けができる場合があったら是非お願いしたい。」と言う方の両方をデータベース化しており，数までは把握していませんが，それを照らし合わせてこういったケースがありますよ，ああいったケースがありますよと言って双方を結び付けて成約に持って行くというふうにしたいと考えていますが，まだ始めて1年くらいですので，これからを期待しているところです。

今，御紹介いただいたのは，せっかくある中小企業の事業というものを親族に適切な承継者がいない場合に第三者にどうやって承継してもらうかという観点からのものだと思うのですが，裁判所では，複数の相続人がいる場合には，株式の評価が難しいですし，仮にかなり高い評価額になった場合には株式を単独で相続することが難しいという問題が生じるということで，先ほど紹介した法律がもうけられていますので，紹介いたします。

平成20年に国内企業の9割を占める中小企業の事業基盤が経営者の死亡によって壊れないようにということで，後継者に円滑に承継されるために民法の遺留分の制度に特則を設けた法律ができました。先ほどの大野委員の報告にも関連してきますが，裁判所でどのような問題を扱っているかということですが，裁判所では被相続人が死亡した場合に，被相続人が存命中に特定の相続人に贈与していたり，死亡を契機に遺贈したりということで財産が特定の相続人に相続される場合がありますが，特定の相続人に相続が集中してしまうということは不公平だということで他の相続人に遺留分という財産割合が生じる場合があります。しかし，委員長から紹介いたしましたようにその財産が中小企業の社員権，株式というような場合に経営者が後継者に会社を託すという形で贈

与したり、遺贈をしたりしたにもかかわらずそれが遺留分という形で一部株式などが共有化されてしまうというような場合には事業に支障が来すということが考えられるということで後継ぎを決めたときに経営者が存命中に推定相続人の一人を後継者と決めて株式などを贈与した場合、相続人全員の合意によって一定範囲の贈与の対象財産を遺留分の対象にできないとしたというのが中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の概要です。この合意は相続人の権利を侵害するものですから、真意に基づくものでないといけませんので、書面によらなければならないこと、経済産業大臣の確認、真意に基づくものであることと適正なものであることが担保されるために家庭裁判所の許可が必要ということになっていまして、家庭裁判所はこれが推定相続人の真意に基づくものであることを担保するために許可するという重要な役割を担わせていただいているということにこの法律ではなっています。ただ、まだ1件もありませんので、まだ重要な役割を果たさせていただけてはいないかもしれませんが、今後あるかなと思ひまして愛媛県の中小企業の一助になればとお持ちしております。

離職状況と関連するところに戻りますが、離職を一回してしまいますともう一回再就職をしても離職を繰り返すといったことで、良くない道に入ったりということは往々にしてあるように思っていますし、実際そうだと思います。申し上げたいのは採用時のミスマッチを減らしていただきたいと思ひまして、大学生で一般的に言われているように「エントリーシートを書くときにコミュニケーション能力をサークル活動などで養ったと書いたのだけれど、自分の本意ではなかった。けれど、そういう指導を受けて書いた。一応内定はもらったけれど11月にその内定を断った。もう一回やるのだけれどちょっと一人で力が出ない。」ということで相談に来られた学生がいましたが、よく話を聞いてみると、その学生は非常にこつこつと丁寧ないろいろな作業をするのが好きな方だということが分かったので、「それを長所に書いたら。」と申し上げまし

た。「そんなこと書いてもいいのですか。それだったら自分で話せる。」という
ことでトライしましたら、県外ではありますが四国の中のある中小企業から
「『あなたの特性は我が社に合う。』と言われ、たくさんの人数の中から
「『是非来て欲しい。』と言われ、採用をいただきました。」と卒業前に報告
をいただきました。やはり個々の企業によって、営業とかで求められているコ
ミュニケーション能力だけではなく、こつこつとした作業というか、そういう
ものを非常に大切にしたい企業もあると思うので、そういう個々の企業が本当
に求める人材のアピールというものをなかなか企業単位でできないところは何
かお助けいただけると採用時のミスマッチが少しでもなくなるのではないかと
お願いしたく思っています。

私も若年の離職のことなのですが、愛媛県の中学校のところを見ると、1年
目の離職率が非常に高いのですが、現状はどうなのかなというところ、中学校の場
合は、中学校から就職する子は非常に少なく、特にこつこつこつこつやってき
た子で覚悟を持って就職する子はまずいないと思います。ちょっと生活が乱れ
て本人の責任ではない部分もあるのですが、学校に行きにくくなった、仲間と
遊び出した、いざ連れてはきていたのですが、結局、高校には進学できなかつ
たということがあると思います。私が教員を始めたころには最初から就職しま
すという希望があって覚悟ができて就職をしていたのですが、縁故で就職した
り、友だち関係で建設関係に就職したりすることがあるのですが、結局、覚悟
ができていないから遊びたいというようなことがあり、すぐに辞めてしまう、
これは全体の人数が数百名だと思うのですが、1年目に多くの子が辞めてしま
うと、残りが大変少ないというようなことであります。それで今のところ学校
の方でどういようなことをしているのかなというところ、うちの学校は街の中
の学校なのですけれども、本人の希望に沿えずに進学できなくても通信などで高
校を卒業できる資格をとにかく取ってもらおうと考えています。今、中卒で就
職ということになると、求人票を見てもものすごく少ないので、通信でも何で

も構わないから高校卒業の資格をまず取らせ、それで取りながら仕事をして構わないのだからということをやっているのもう一つはキャリア教育といって職場体験を中学校はどことも実施しています。高校でもよくデパートの売り場で秋になるとやっているのですが、商業系の高校は全部やっている、極力、学校と社会の接点というところに踏み込んでいこうというところが今、学校でやられているところでもあります。今は小学校にも下りてきて、キッズニアと言って、体育館をいくつかに仕切って、ここは大工のブースであるとか、ここは調理人のブースですよとかやっている学校も中にはあります。それで正しい職業観を養おうというのが中学校もそうですし、高校もそういうふうな状況になってきております。それでうまくいくかと言うと、なかなか、まともに学校に出てきて、まともに授業を受けるという子が影響を受けるのですが、最初に言いましたように生活が崩れて、学校に来にくい子というのはそれも受けられないという状況がありますので、個別に言い聞かせてというようになってきているのが現状です。そういう子どもたちが覚悟ができずに就職するとういう数字になるのかなというふうに思います。もう一つ思うのですが、先ほども出てきていたのですが、離職をした後の次の段階なのですが、もう派遣の非正規職員にならざるを得ないような状況になってしまうということが結構あるのではないかと、高校生なんかもそうなのですが、統計を見ていると労働者の約3割が非正規職員であるというようなことも出ていたので、犯罪を見ても秋葉原で突っ込んだり、マツダの工場ではねていたり、あるいは冷凍食品に農薬を入れたということもあるのですけれど、私は思うのですけれど非正規職員というものは個人的には現代の身分制度ではないかなという思いが非常に強いです。それと今の大学生は非常にかわいそうだと思うのですが、もう早ければ3回生になったときから会社訪問をしている子もいる、いつ勉強するのかと思うのです。私らのころは4回生の6月ころに公務員試験を受け、9月か、10月が民間の解禁だったかなと思うのですが、結構卒論にも取り掛かれてということが

あるのですけれど、何のために大学に行っているのかなというような思いが個人的にしています。

若年者の離職の問題で私たちがやはり小さいときからの食育に影響しているのではないかと考え、料理のことなどもやっています。ささやかながら貢献できるかどうかは分かりませんが、食育に力を入れさせてもらっています。また、観光産業のことでは私の個人的なことになりますが、何年か前から松山観光コンベンションボランティアとして日本語バージョンをさせていただいています。

塩崎委員からはおもてなしの心が大切であるという点では家庭裁判所も共通でしょうというお話をいただきました。相談したいことを引き出していく努力が必要なのだという御指摘をいただきました。重く受け止めたいと思います。大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

(6) 次回期日について

平成 27 年 2 月 9 日 (月) 午後 1 時 3 0 分

(7) 次回テーマについて

次回のテーマについて何か御意見がございますか。特に御意見がないようでしたら、次回は「成年後見制度について」というテーマで行うことにし、家庭裁判所の方から説明をし、それに関して協議を行いたいと思います。

以 上